～みえ松阪マラソン応援～鈴の森クリスマスイルミネーション

業務委託仕様書

１．業務の名称

～みえ松阪マラソン応援～鈴の森クリスマスイルミネーション業務委託

２．委託期間

契約締結日から令和８年１月３０日

３．業務内容

（１）松阪市文化財センター横のメタセコイア（メインツリー）及び周辺をイルミネーション等で装飾

　　３万球程度のＬＥＤライト等を使用し、松阪市文化財センター横のメタセコイアの木１本とその周辺エリア（文化財センター事務所棟の壁面を含む）に装飾する。文化財センターが閉館している時間も、壁面の使用は可能とする。そのほか、来場者の導線を考慮した安全管理用照明機器等を設置する。（別添「鈴の森クリスマスイルミネーション施行対象範囲図」のとおり）

【クリスマスイルミネーション実施期間】

令和７年１２月６日（土）～令和７年１２月２５日（木）

各日午後５時～午後９時

　➀イルミネーションの設計

　　　詳細図、施工図等の必要資料を作成するものとするが、必要資料の詳細については、契約後、受託者と委託者の協議で決定すること。

　➁イルミネーション実施期間中の維持管理

　　　保守メンテナンス（実施日前々日までにテスト点灯）を行うこと。

　➂イルミネーションの撤去

実施期間終了後、速やかに資機材を撤去すること。

➃点灯式の企画・運営

令和７年１２月６日（土）に点灯式を開催するものとし、その内容を企画すること。必要となる設備や物品の手配、当日の進行等、運営全般に係る業務を行うこと。

　　【必須】・市長挨拶

・事業提案者の市内小学生と市長で点灯ボタンを押すこと

**※（１）に係る費用については、総事業費の２分の１以上とすること。なお、（１）に係る費用について、別途見積内訳書を添付して明記すること。**

（２）鈴の森公園の噴水エリアにおいてイベントを実施

クリスマスイルミネーション実施期間中、鈴の森公園の噴水エリアにおいて、メインターゲットである市民及びみえ松阪マラソン参加者が行きたくなるようなイベント等を企画し、実施すること。なお、みえ松阪マラソン開催に伴い、噴水エリアを使用できず、イベント不開催となる日（１２月１９、２０日の予定）が発生するため、不開催日はイベントに係る資機材等をすべて撤去し、開催日に再度設置すること。

　また、イベント開催時間について、基本的にはクリスマスイルミネーションと同じとするが、クリスマスイルミネーションへの来場に繋げるため、午後５時より前からイベントを実施することも可能とする。

（３）鈴の森公園の噴水エリアや鈴の森公園駐車場においてクリスマスマーケットを実施

クリスマスイルミネーション実施期間中、少なくとも土日は鈴の森公園の噴水エリアや鈴の森公園駐車場（一部）においてクリスマスマーケットを行うこと。マルシェやキッチンカー等複数店舗の出店を想定しているが、内容については事業者からの提案によるものとする。また、出店者については、受託者からの提案を委託者と協議して最終決定すること。なお、みえ松阪マラソン開催に伴い、噴水エリアや駐車場を使用できず、クリスマスマーケット不開催となる日（１２月１９、２０日の予定）が発生するため、不開催日はクリスマスマーケットに係る資機材等をすべて撤去し、開催日に再度設置すること。

（４）警備の実施

　　　実施期間中会場内周辺において、少なくとも２名で警備を実施する。なお、クリスマスマーケット開催日は少なくとも３名で警備を実施すること。

　　【必須】会場警備、駐車場及び駐車場周辺警備

（５）来場者数カウントの実施

　　　実施期間中、来場者数をカウントし、来場者数の速報値を開催各日の翌日までに委託者へ報告すること。

　　【必須カウント場所】鈴の森公園駐車場から鈴の森公園への入口

（６）広報業務の実施

　　　開催概要を周知するため、下記の通り広報物を作成すること。なお、イルミネーション、イベント及びクリスマスマーケットを周知するデザインとすること。

　　➀ポスター（Ｂ２、３０部、片面４ｃ）（Ａ２、２，０００部、片面４ｃ）

　　➁チラシ（Ａ４、２０，０００部、両面４ｃ）

　　➂イベント案内看板（少なくとも２枚）

　　　鈴の森公園駐車場入口付近に設置。なお、みえ松阪マラソン開催に伴い、１２月１９、２０日は撤去すること。

　　【納品期限】令和７年１０月３１日（金）

　　※➀、➁は委託者で配布する。

　　※ＷＥＢサイト等での広報については、受託者が効果的な提案をすること。

（７）関係書類の作成

➀実施工程表

受託者は、実施工程表を委託者に提出しなければならない。また、工程に変更が生じた場合はその都度提出しなければならない。

➁業務完了報告書

受託者は、本業務完了後速やかに、業務完了報告書をデータ及び書面で提出するものとする。なお、写真を用いて会場設営・撤去の作業状況を記載し、設置物については設置場所・設置数が分かるように記載すること。各日の来場者数を記載すること。

４．留意事項

（１）イルミネーション、噴水エリア等でのイベント及びクリスマスマーケットに関する要件等

ア　電気について、安全管理のため、公園の電源や発電機は使用しないものとする。受託者が電気会社への申請と契約を行い、発生する電気料金（引込工事費用等含む）はすべて受託者の負担とすること。

イ　本事業実施期間において、市内の小・中学生が参加できる催し物を実施すること（作品展示など）。

ウ　市内外の人が楽しめる内容とすること。

エ　ＳＮＳ等での拡散につながるような企画とすること。

オ　コンセプトを明確にしたデザインとすること。

カ　イルミネーションは、点滅パターンなどに工夫を凝らして単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませるコンテンツを取り入れること。

キ　デザイン作成にあたっては、著作権等に配慮すること。

ク　実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。

ケ　近隣住民の日常生活に支障をきたさぬよう、イベント開催時の音量等に配慮すること。

コ　鈴の森公園内の芝生を傷つけないように配慮すること。

サ　クリスマスマーケットを実施する噴水エリアについての噴水設備に損傷を与えないように、出店計画や配置を検討すること。噴水エリアへの車両侵入については、委託者と別途協議すること。

（２）イルミネーション等の設置・撤去に関する要件等

ア　イルミネーション等の設置及び撤去にあたっては、常に細心の注意を払い、公衆及び作業員等の安全を図ること。なお、作業中に事故が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。

イ　作業中は所要の人数を配し、作業箇所の整理、整頓に努めること。

ウ　高所作業等で設置作業を行う場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び、連絡方法等について委託者と協議し、これを厳守すること。

エ　受託者は、当該作業に関する関係諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受託者の責任において行うこと。

オ　装飾や配線等が必要な場合は、委託者及びその他関係者と協議のうえ、歩行者や通行車両、案内看板等の妨げにならないよう十分に配慮すること。

カ　イベント不開催時間においても通行等の妨げとならないように配慮すること。

キ　来訪者がイルミネーション等に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。

ク　施設及び樹木等を損傷することのないように十分配慮すること。また、それらを損傷したとき、既設構造物や芝生等を汚染したときは、受託者の責任で復旧すること。

ケ　設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること。

コ　使用機材の管理については、受託者が一切の責任を負うこと。また、使用機材の盗難等が発生した場合は、受託者が警察に届け出ること。

サ　設置後は、点灯確認及び点灯式のリハーサルを委託者立ち合いのもと行うこと。委託者から指摘があった場合は、即座に改善を図り、再度点灯確認及び点灯式のリハーサルを行うものとする。

シ　撤去作業は、原則令和７年１２月２６日（金）までに完了すること。但し、天候等の理由によりやむを得ず撤去作業が延長する場合は、令和７年１２月２８日（日）までに完了すること。

（３）イルミネーションの点灯期間中における要件等

・悪天候の場合の対応について、委託者と受託者、その他関係者とで協議すること。

・点灯日は原則として会場内の巡回・点検を行い、不点灯箇所等を発見した場合は、速やかに修復すること。また、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。

（４）その他の要件等

ア　受託者は、委託者及び関係者が出席する定期的な会議を主催し、必要な資料作成、進行及び記録等を行うこと。

イ　イルミネーション等の設置に係る関係機関・団体との協議・調整は委託者が行うものとするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと。

ウ　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度委託者と受託者が協議をし、決定すること。

５．支払方法

業務完了後、履行内容を担当者が検査し、全ての関係書類が提出され、契約書に定められた内容に合格していることを確認した上で、適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払う。

６．担当者

Visit Matsusaka実行委員会

（事務局：松阪市役所産業文化部観光交流課　小泉、田中、谷川、渡辺、廣本、米本）

連絡先：０５９８－５３－４１９６